

○岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

平成19年3月28日
広域連合条例第17号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第15条）
- 第3章 自己情報の開示等（第16条—第25条）
- 第4章 救済手続（第26条）
- 第5章 雑則（第27条—第29条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、広域連合行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 書籍、雑誌、新聞その他一般に頒布し、又は販売することを目的として発行されているもの
 - イ 広報用の資料その他一般の利用に供することを目的として管理しているもの
 - ウ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの
- (5) 個人情報取扱事務 個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報を記録した行政文書を使用する事務をいう。

(6) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文書を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他広域連合長が定めるものを除く。

(7) 開示 閲覧若しくは視聴に供し、又は写しを交付することをいう。

(8) 保有個人情報 行政文書に記録されている個人情報
(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業活動に伴う個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人に関する個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(適正収集)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

(収集禁止事項)

第7条 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、個人情報を取扱う事務の性質上当該個人情報が必要不可欠であると実施機関が認めるとき。

(収集方法の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を処理する場合であって、本人から収集したのでは、当該事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は当該事務の適

正な執行に著しい支障が生じると認められるとき。

(7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を収集することに相当の理由があると認められるとき。

(8) 国、他の地方公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、公益上特に必要があると実施機関が認めるとき。

2 申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該行為者以外の個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、前項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。

（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、保有個人情報について、その収集目的の範囲を超えた利用又は実施機関以外のものへの提供（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 実施機関の内部において利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合であって、利用するもの又は提供を受けるものの所掌する事務の必要な限度で使用し、かつ、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上特に必要があると実施機関が認めるとき。

（提供先に対する措置要求）

第10条 実施機関は、実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講じることを求めなければならない。

（情報機器の結合による提供の制限）

第11条 実施機関は、実施機関以外のものに対して、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）による保有個人情報の提供をしてはならない。ただし、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

（個人情報取扱事務の届出）

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ広域連合長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称及び内容

(2) 個人情報の収集目的

(3) 個人情報の収集対象者の範囲

(4) 個人情報の記録項目

(5) 個人情報の収集先

(6) 電子計算機処理を行うときは、その旨

(7) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、又は変更した日以後において、遅滞なく同項の例により広域連合長に届け出なければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を広域連合長に届け出なければならない。

4 広域連合長は、個人情報取扱事務について届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

5 前各項の決定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報取扱事務については、適用しない。

(適正な維持管理)

第13条 実施機関は、個人情報を取扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新のものとするよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、速やかに、保有する必要のなくなった個人情報を消去し、又は当該個人情報に係る行政文書を廃棄しなければならない。

4 実施機関は、前3項の事務を処理するため、個人情報保護の管理責任者を定めなければならない。

(委託に伴う措置)

第14条 実施機関は、個人情報を取扱う事務を外部に委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第15条 実施機関から個人情報を取扱う事務の委託を受けた者(次項において「受託者」という。)は、受託した当該事務の処理に当たり、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者及び受託した当該事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務の処理に当たって知り得た個人情報を他人に漏らし、又は受託した目的の範囲を超えて使用してはならない。

第3章 自己情報の開示等

(自己情報の開示請求)

第16条 何人も、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報(以下「自己情報」という。)の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項に規定する開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(自己情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれているときを除き、当該自己情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）以外のものに対する情報を含む自己情報であって、開示することにより当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (3) 個人の評価、判定、選考、診断、指導、相談、推薦等に関する自己情報であって、開示しないことが正当と認められるもの
- (4) 広域連合の機関と国等の機関との間における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した自己情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの
- (5) 監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究その他の実施機関の事務又は事業に関する自己情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な執行に関し著しい支障を生じるおそれがあるもの
- (6) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの

（一部開示）

第18条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分を容易に分離でき、かつ、それにより開示請求の趣旨が損なわれないときは、当該不開示情報に係る部分を除いて開示しなければならない。

（自己情報の存否に関する情報）

第19条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（自己情報の訂正、削除及び中止に係る請求）

第20条 何人も、自己情報について事実には誤りがあるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

2 何人も、第6条から第8条までの規定に違反して自己情報が収集されたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

3 何人も、第9条の規定に違反して自己情報の目的外利用等が行われていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用等の中止を請求することができる。

4 第16条第2項の規定は、前3項に規定する請求（以下「訂正等の請求」という。）について準用する。

（開示請求等の手続）

第21条 開示請求又は訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求区分
- (2) 氏名及び住所
- (3) 開示請求又は訂正等の請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求又は訂正等を請求しようとする者は、当該請求に係る自己情報の本人又はそ

の法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

- 3 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正等の請求に係る事実を証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の請求書が到達したときは遅滞なく審査を開始し、請求書の記載事項、添付書類等に不備がある場合その他の形式上の要件に適合しない場合は、速やかに、開示請求又は訂正等の請求をした者（以下「開示等請求者」という。）に対し相当の期間を定めて請求書の補正を求め、又は開示請求若しくは訂正等の請求を拒否しなければならない。

（訂正等の請求による停止）

第22条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、次条の規定による決定を行うまでの間、当該訂正等の請求に係る自己情報の利用又は提供を停止するものとする。ただし、停止することによって実施機関の事務又は事業の適正な執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。

（請求に対する決定等）

第23条 実施機関は、開示請求があったときは当該開示請求があった日から起算して15日以内に当該開示請求に係る自己情報を開示する旨又は開示しない旨の決定を、訂正等の請求があったときは当該訂正等の請求があった日から起算して30日以内に当該訂正等の請求に係る自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止（以下「訂正等」という。）をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、第21条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示等請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項に規定する期間を、開示請求については45日、訂正等の請求については60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示等請求者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示しないとき（第19条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）、及び訂正等の請求に係る自己情報の全部又は一部の訂正等をしないときは、第2項の規定による書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、開示しない旨の決定をした自己情報が、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。
- 5 実施機関は、開示請求に係る自己情報に広域連合及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

（開示等の実施）

第24条 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報を開示する旨の決定をしたとき

は、開示請求者に対し、速やかに、その記録されている行政文書の種類に応じて実施機関が定める方法により当該自己情報を開示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、自己情報の開示をすることによりその記録されている行政文書の保存に支障を生じるおそれがあるとき、第18条の規定による自己情報の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3 自己情報の開示を受ける者は、当該開示に係る自己情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

4 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の訂正等をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該自己情報の訂正等を行わなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を開示等請求者及び現に当該自己情報の目的外利用等をしているものに対し通知するものとする。

(費用の負担)

第25条 この条例に基づく自己情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 この条例に基づき自己情報（行政文書を複写したものを含む。）の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第4章 救済手続

(不服申立てに関する手続)

第26条 この条例による実施機関の処分について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに係る実施機関は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第16号）第15条に規定する岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

第5章 雑則

(他の制度との調整)

第27条 この条例の規定は、他の法令等（岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例を除く。）の規定により自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例の規定は、一般の利用に供することを目的として管理している行政文書に記録されている個人情報については、適用しない。

(運用状況の公表)

第28条 広域連合長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務については、第12条第1項中「新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、次に掲げる事項を速やかに」と読替えて適用する。

3 この条例施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集、利用及び提供については、この条例の相当規定により行ったものとみなす。